

暴風警報発令時等における臨時休校などについて

川崎市では、台風等により「暴風警報」などが発令された時は、児童の安全確保についての対応が全市同一となっています。

そこで、本格的な台風の季節を前に、「暴風警報」などが発令された場合の対応について、再度ご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

I 「暴風警報」が発令された場合

1. 登校前

発令地域……神奈川県全域、または県内の一部（川崎に限りません）のいずれかの地域

発令時刻……午前6時の時点で発令、または発令されていた場合

対応 ……当日一日を臨時休業（休校）とします。

★「暴風警報」の情報については、テレビ、ラジオ、メール、インターネット等にて各家庭でご確認ください。学校からの連絡はいたしません。

★臨時休業（休校）となった場合、天気が回復しても途中から登校することはありません。

★「わくわくプラザ」も閉館となります。

※但し、当日が自然教室等の行事にあたった場合は実施か否を連絡します。

尚、配信メールで確認のお知らせをします。

2. 登校後

登校後に「暴風警報」が発令された場合は、安全なうちに児童を直ちに下校するよう指導するか、または台風等の通過を待って下校指導するか、その時の状況に応じて判断します。この場合も、配信メールで家庭にお知らせします。

II 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」等が発令された場合

従来通り、その状況に応じ学校の判断で登下校時刻の繰り下げや繰り上げを行います。この場合、配信メールでお知らせします。

III その他

★「暴風警報」が発令されていない場合でも状況に応じ学校の判断で、臨時休業（休校）等の対応をする場合があります。その場合は配信メールでお知らせします。

★「暴風警報」が発令されていない場合に、保護者の方の判断でお子さんを安全上の配慮から自宅待機させる際は、必ず学校へご連絡ください。